

## 令和5年度第1回府中市市民協働推進会議 会議録

- 日 時 令和5年6月2日（金）午前10時～正午
- 会 場 府中市市民活動センタープラッツ 地域支援事務室
- 出席者 （委員）青山委員、伊沢委員、井上委員、坂牧委員、鈴木委員、関谷委員、  
花岡委員、藤江委員、森田委員、山岡委員  
（事務局）山下市民協働推進部長、小塚協働共創推進課長、  
本田協働共創推進課主査、小堀事務職員、小池事務職員、俵原事務職員  
（関係機関）  
市民活動センタープラッツ 林館長
- 欠席者 山根委員
- 傍聴者 なし
- 議 事
  - 1 開会・委嘱状の伝達
  - 2 市民協働推進部長挨拶
  - 3 委員紹介
  - 4 正副会長の選出
  - 5 諮問
  - 6 審議事項
    - (1) 会議の公開について
    - (2) 部会の設置等について
    - (3) 市民協働推進会議の開催予定について
  - 7 その他
    - (1) 部会員の価値共創促進事業の審査会への出席について
- 資 料
  - 1 府中市市民協働推進会議委員名簿
  - 2 府中市附属機関の設置等に関する条例、府中市市民協働推進会議規則
  - 3 府中市市民協働推進会議の公開について（案）
  - 4 府中市提案型協働事業評価制度実施基準
  - 5 府中市市民協働の推進に関する条例の制定について
  - 6 府中市市民協働推進会議の部会設置について（案）
  - 7 価値共創促進事業募集要領およびチラシ
  - 8 府中市市民協働推進会議の開催予定（案）
- 参 考
  - ・ 第7次府中市総合計画
  - ・ 第7次府中市総合計画（ガイドブック）
  - ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針（令和4年4月）

(事務局) これより第1回府中市市民協働推進会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。当推進会議の会長が決定されるまでの間、議事の進行役を務めさせていただきます。本日の会議は、概ね2時間程度を予定しております。また、後日議事録作成を行うため、録音させていただきますので、ご承知おきください。

### ■次第1 委嘱状の伝達

(事務局) 次第1「委嘱状の伝達」ですが、本来であれば市長からお渡しするところですが、時間の関係もございますので、皆様の前に委嘱状を置かせていただいております。これをもって、委嘱状の伝達に代えさせていただきます。なお、委員の任期につきましては、本年5月14日より2年間としております。なお、山根委員につきましては、本日も欠席とのご連絡をいただいておりますので、後日事務局からお届けいたします。

### ■次第2 市民協働推進部長挨拶

(事務局) 次第2「市民協働推進部長挨拶」に移らせていただきます。山下部長よろしくお願いたします。

(※部長挨拶)

(※事務局より資料の確認)

### ■次第3 委員紹介

(※委員、事務局の順で自己紹介)

(事務局) それでは、資料2-1「府中市附属機関の設置等に関する条例」をご覧ください。この市民協働推進会議は、この条例に基づき設置しております。2ページに記載のとおり、委員報酬は日額11,000円、3ページに記載のとおり、所掌事項は「市民協働の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項」でございます。

続いて、資料2-2「府中市市民協働推進会議規則」をご覧ください。第4条第2項では、当推進会議の開催に当たり過半数の委員の出席が必要とされておりますが、本日の委員の出席状況として、定数11名中10名が出席し、定足数に達していることから、本日の会議は有効に成立していることをご報告いたします。

#### ■次第4 正副会長の選出

(事務局) 次第4「正副会長の選出」について、同じく資料2-2の規則第3条第1項では、正副会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがでしょうか。

(委員) 本日初めてお会いする方がほとんどだと思いますので、事務局の方で考えがあれば、提案していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) ただいま、委員より事務局からの提案とのご発言がございましたが、他にございますか。よろしいでしょうか。それでは、事務局から提案させていただきます。会長には、スムーズな会議運営を図るため、当推進会議の第1期から第4期の会長で、明治大学で公共経営や行政評価について精力的に研究・活動をされております、藤江委員にお願いしたいと考えております。また副会長には、当推進会議の前副会長であり、東京外国語大学の理事でいらっしゃいます青山委員にお願いしたいと考えております。

(事務局) ただいま、事務局案が提示されました。会長には藤江委員に、また、副会長には青山委員にとのことでございますが、いかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

(※一同拍手。全会一致により会長・副会長を決定)

(事務局) ありがとうございます。それでは、藤江委員、青山委員、会長席・副会長席にお移りいただき、ご挨拶をお願いいたします。

(会長) 改めまして、会長に選任されました藤江です。会長に選んでいただきましてありがとうございます。会長の経験があるということで選んでいただきましたが、メンバーも変わっていますので、フレッシュな気持ちで取り組みたいと思います。期間中は副会長の青山先生にも支えていただきながら、諮問事項に答えられるように進めていきたいと思っております。委員の皆様や事務局の方もサポートをよろしくお願いいたします。

(副会長) 副会長に選任されました青山です。改めまして、副会長に選んでいただきましてありがとうございます。前期から続いて2期目となりますが、慣れないこともありますので、藤江会長と協力をして運営をしていきたいと思っております。また市の職員の方や、メンバーの方にも支えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

## ■次第5 諮問

(事務局) ありがとうございます。それでは山下部長より藤江会長に、諮問書を伝達させていただきます。

(※部長から会長へ諮問書を朗読のうえ伝達)

(事務局) 山下につきましては、公務のためここで退席とさせていただきます。それでは、藤江会長、会議の進行をお願いいたします。

(会長) それでは、議事の進行をいたします。ただ今、諮問書を受け取りましたので、事務局は皆さんにも「写し」を配付してください。

(※事務局から委員へ諮問書の写しを配付)

(委員) 配付している間に質問をしてもよろしいでしょうか。職員の自己紹介の中で、部の名称が市民協働推進部、課の名前が協働共創推進課となっていましたが、部の名称には共創とは入っていないのでしょうか。

(会長) 課の名称が最近変わったということもありますので、改めて、組織編成や課名について事務局からご説明いただけますでしょうか。

(事務局) まず、組織編成についてですが、市民協働推進部があり、その中に私どもが所属する協働共創推進課がございます。市民協働推進部の中には、他にも課があり、男女共同参画センター「フューラル」の運営や多文化共生、男女共同参画の推進などを行っている多様性社会推進課や、文化センターの運営や自治会活動の支援を行っている地域コミュニティ課、市民生活の相談窓口として広聴業務や市政情報センターの運営を行っている広聴相談課があります。

協働共創推進課は、以前は協働推進課という名称でしたが、令和4年度から協働共創推進課という名前に変わりました。市民協働を進めていく中で、今後はさらに「共創」により新たな価値を生み出すことを目指すため、このような名称に変更しました。市と市民だけでなく、市民同士の協働も含め、また当推進会議につきましても、共創の視点をもって進めていただくことができればと思っていますので、よろしく願いいたします。

(委員) 共創については、昨年度の推進会議でもその意味について議論しました。「市民協働まつり」などを見ると、名称に共創と入っていないため、本気で取り組む姿勢があるのか疑問に思うことがあります。協働共創推進課としては、共創に取り組んでいらっしゃるということで認識いたしました。

(会長) 説明がありましたとおり、市民協働推進部というのは部ですが、ここに至るまでにもプロセスがあり、当初は市民協働推進本部というかたちで基礎固めをしました。本日配布している「府中市市民協働の推進に関する基本方針」も昨年度に改定し、そういう積み重ねの中で現在の組織や状況があります。

それでは、諮問書の写しの方に戻りたいと思います。手元に「写し」が配られましたが、内容については後ほど事務局より補足説明をしていただきます。

## ■次第6 審議事項(1) 会議の公開について

(会長) それでは、次第6「審議事項」に進みます。(1)の「会議の公開について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料3をご覧ください。まず、1会議の公開について、府中市では、情報公開条例に基づき、附属機関等の会議を原則公開しておりますので、当推進会議につきましても、公開したいと考えております。

次に、2会議の開催の広報につきましても、あらかじめ日程や会場等について、市報に掲載することとされておりますので、そのように対応させていただきたいと考えております。

次に、3会議録の作成及び公開については、会議の公開の原則から、会議録を作成し、公開することが原則とされております。したがって、会議後、要点記録による会議録を作成し、各委員に内容の確認をいただいた後、市役所の市政情報公開室および市ホームページで公開をしたいと考えております。なお、発言者の氏名は公開いたしません。

次に、4傍聴できる人数の制限等につきましても、会議室の広さ等、物理的な制約もございますので、概ね3人程度で、会議ごとに事務局で決定したいと考えております。なお、傍聴希望者は、原則事前申込みをしていただきたいと思います。

5の傍聴者名簿への記入及び注意事項につきましても、傍聴者名簿及び傍聴についての諸注意を作成し、会議の進行を妨げることのないようにしてまいります。

最後に6の会議資料の配付につきましては、原則として傍聴者にも配付いたしますが、資料によっては、閲覧用にさせていただく場合がありますので、その際には例外的に回収をしたいと考えております。事務局からは以上です。

(会長) 会議の公開についての説明が終わりました。何かご質問はございますか。質問がないようですので、そのようなかたちで取り扱うということで進めたいと思います。本日は、傍聴の希望者はいらっしゃいますか。

(事務局) 傍聴者につきましては、5月15日付「広報ふちゅう」および市ホームページで募集しましたが、傍聴希望者はいらっしゃいませんでした。

(会長) それでは、今後の会議で傍聴の方がいらした場合には、皆さんに認めていただいたうえで傍聴をしていただくこととなります。

#### ■次第6 審議事項(2) 部会の設置等について

(会長) それでは、次第の6について、この委員会の中に部会を設置して、部会で取り組んでいただいたことを、その後の推進会議で報告をしていただくということになりますが、詳細は事務局から説明をしていただきたいと思います。諮問事項とも関わる内容になりますので、もう一度事務局で朗読いただいたうえ、説明をお願いします。

(事務局) それでは、諮問事項につきまして、改めて朗読させていただきます。

(※事務局諮問書の朗読)

(事務局) 諮問事項の(1)(2)はいずれも「府中市市民協働の推進に関する基本方針」に掲げる取組みを進めるにあたってご審議いただくものです。つきましては、基本方針について要点に絞ってご説明させていただきたいと思います。恐れ入りますが、お配りした「府中市市民協働の推進に関する基本方針」の冊子をご用意ください。

府中市では平成26年度に「市民協働都市」を宣言するとともに、多様な主体が参画するまちづくりを進めるために基本方針を策定しました。その後、平成29年に開館した市民活動センター「プラッツ」の中間支援組織としての役割や、各主体に求める役割等について当時の状況にあった内容に修正するため、令和4年度に現在の内容に改定いたしました。

この冊子の前半では、協働の定義や手法等、基本的な事項について説明していますので、後ほどご覧ください。具体的な取組みにつきましては、22ページをご覧ください。ページをめくっていただき、24ページをご覧ください。委員の皆様には、7にございます「市民協働の取組の進行管理と条例の検討」の部分について、ご協力いただきたいと思いますと考えております。

まず、前半の「市民協働の取組の進行管理」についてが、諮問事項の(1)にあたります。ここに記載のある第7次府中市総合計画は、市の最上位計画であり、基本理念の中で「お互いが連携・協力して地域の課題解決に取り組む、協働によるまちづくり」をあげています。そこで、今回の計画から新たに、各施策のうち、特に「協働により推進したい取組」をあげることとなっております。

恐れ入りますが、お配りした黄緑色の「第7次府中市総合計画」の冊子をご用意ください。このうち、66ページ以降に各分野の施策が掲載されておりますが、右側のページをご覧くださいますと、「協働により推進したい取組」という欄が設けられているかと思えます。

協働共創推進課には、市民や市が地域課題や行政課題を共有し、連携する機会を創出する手助けをし、各施策における取組の進捗状況を把握する役割があることから、次回以降の会議で令和4年度の各施策の協働による取組の結果についてご報告させていただきますので、委員の皆様には、その内容についてご意見を頂戴したいと考えております。

また、もう1点、諮問事項(1)として当推進会議で評価をしていただきたい事業がございます。資料4「府中市提案型協働事業評価制度実施基準」をご覧ください。当推進会議におきまして提案型協働事業の評価をお願いいたします。まず「提案型協働事業」とは、第2評価対象の部分に記載がございますとおり、地域課題や社会的な課題の解決に向けて、市民のアイデアやノウハウを生かし、市民自らが企画・提案し、市の担当課と役割を分担して実行する提案型の協働事業になります。

評価制度実施基準の第3にありますとおり、提案型協働事業は事業終了後に自己評価、相互評価、第三者評価を行うこととしており、この第三者評価につきまして、当推進会議の委員のご協力をたまわりたく、続けてご説明いたします。

自己評価と相互評価については、協働事業を実施した当事者間で、チェックシートを用いて事業の振り返りを行っております。チェックシートは、実施基準の後ろに添付しておりますので、後ほどご覧ください。

第三者評価を行うにあたっては、事業を通じて得られた成果や課題を発表する「報告会」を実施します。報告会は、効果的かつ効率的に実施するため、当推進会議の委員の

うち3名で構成する部会を設置し、その部会員の皆様に、報告会へご出席いただきたいと思いますと考えております。部会の設置につきましては、後ほど審議事項として改めてお諮りするものですが、この流れで部会での評価方法までご説明させていただきます。

報告会では、まず各団体に事業内容や成果、課題等の発表をしていただいた後に、質疑応答とヒアリングの時間を設けます。部会員は、その内容を踏まえて、資料4の3ページにございます、別表1に沿って評価を行い、最終的に別表2のとおり採点を行っていただくという流れになります。

恐れ入りますが、資料4に添付しておりますA3の用紙で、左側に「協働事業等評価基準」、右側に「ヒアリングシート」と書かれている資料をご覧ください。こちらが、報告会で使用していただくシートになります。

左側の評価基準は先ほどの基準の別表1と同じもので、配点は評価項目ごとに1点ずつ、全体でみると「事業」について1点、「協働の視点について」が合計で7点、「今後の展望や様々な主体間との連携」が合計で2点となっており、「協働の視点について」の配点が高くなっています。

各評価項目の評価の視点を満たす場合は、ヒアリングシートの市および団体の欄に○を記入していただきます。市と団体の両方に○がつくと、結果の欄は1点となります。

「ヒアリング内容・所感」の欄には当日の質問内容をメモしていただくとともに、どのような点が評価でき、どのような点を改善すれば協働事業としてより良くなるのかをご記入いただきたいと思いますと考えております。

すべての事業の報告が終了した後、部会員同士で意見をすり合わせる時間を設けます。各部会員の意見を、ヒアリングシートの後ろに添付した第三者評価シートにまとめていただくとともに、先ほどの評価基準の別表2のとおり、評価項目の合計点により、S・A・B・C・Dの5段階で最終的な評価を提示していただきます。

繰り返しになりますが、提案型協働事業の評価の流れといたしましては、まず、部会として設置いたします提案型協働事業の報告会へ、部会員3名にご出席・評価をしていただいた後、その後にある推進会議で内容をご報告いただき、推進会議としての最終的な評価を行っていただききたいと存じます。

諮問事項の(1)に関する説明は以上となります。

(会長) はい。かなり詳細に説明していただきました。後から見ていただく資料になりますが、資料8として今後の会議の開催予定を配付しています。本日の第1回と第2回の間には部会という欄がありまして、こちらで部会員にさせていただく作業について、いま説明をしていただいたということになります。



整理しますと、が諮問事項(1) 市民協働の取組の進捗管理のうち1つ目が、お配りした「第7次府中市総合計画」にある施策について、進捗をみるということ、2つ目が、提案型協働事業について部会で報告を受けた後、推進会議で最終的な承認をいただくのが、諮問を受けた作業ということになります。何かここまで質問等ありますでしょうか。

(委員) 部会に関してですが、令和4年度に行われた提案型協働事業は具体的に何件ありますか。

(事務局) 令和4年度に実施した提案型協働事業は全部で5件あり、後ほどご覧いただく資料6に記載している5事業になります。

(委員) もう一点、提案型協働事業については、次回の推進会議で、部会での報告内容や評価結果の報告を受け、最終的にこの会議としての評価をするというところでよいと思いますが、総合計画における「市民参加と協働によるまちづくり」の進捗については、どのようなプロセスで報告と評価を行うのでしょうか。

(事務局) まず提案型協働事業については、部会から第2回までの期間が短いことから、次回ではなく、第3回の推進会議でご報告いたします。

総合計画における「市民参加と協働によるまちづくり」の進捗については、昨年度市全体で実施した協働事業の件数などについて現在取りまとめを行っています。件数のほか、協働先にどういった主体や団体があるか等の視点からまとめた資料を事務局で作成いたしますので、そちらで現状の把握をしていただき、今後の課題等についてご審議をいただきたいと考えております。

(会長) ありがとうございます。関連して、第7次府中市総合計画のうち、重点プロジェクトとして優先的に取り組む施策に対する評価については、別途「府中市総合計画重点プロジェクト（府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）推進協議会」でも並行して進捗の管理や評価をすることになっていますが、各施策の協働に関する部分についてはこの当推進会議でも取り扱うということです。事務局がまとめる資料については、協働事業は件数も多いので、見やすいフォーマットで作成をしていただきたいと思います。こちらは、資料4の提案型協働事業の評価方法を取るわけではございません。その他、質問などはありますでしょうか。

(委員) 「府中市提案型協働事業評価制度実施基準」について、各評価項目の配点が各1点ずつとなっており、つまり0か1で評価を行うことになると思いますが、これが1点ずつになっている理由や背景があれば教えてください。

(事務局) ご質問いただきましたとおり、評価基準の点数のみを見ますと、達成できたか、できなかったかだけを見るような仕組みになっておりますが、最終的に作成していただく「第三者評価シート」については、質問やヒアリング、部会員の所管も全体を含めて作成していただくかたちになりますので、点数がつかなかった場合は、その理由について特に詳細に記載していただくことで補足をしていただければと考えております。提案型協働事業については来年度も評価をしていくことになりますので、今年度の評価の様子や結果を踏まえまして、改善できる部分について対応させていただきたいと思っております。

(委員) ありがとうございます。「自己評価シート」と「相互評価シート」があるので、そこで5段階で評価されている内容について、最終的にそのとおりかどうかを確認するイメージでよろしいでしょうか。

(事務局) 「相互評価シート」の内容についても見ていただきますが、当日は部会員の皆様独自の視点でご質問をしていただきたいと思いますので、相互評価とは違う見解になる場合もあるかと思います。「相互評価シート」の内容と報告会の中で質問・ヒアリングしていただいた内容を踏まえて、第三者として判定をしていただければと思います。

(会長) よろしいですか。今のご質問の大切な部分かと思いますが、「第三者評価シート」にはS・A・B・C・Dの各評価結果の説明が書かれていますが、この事業が始まった当初は、事業ができていたか、できていなかっただけを見ていました。しかしこの会議では、協働という視点でどの程度できていたかという点を見る必要がありますので、「評価基準」の項目の中に、市と市民の間で目的が共有されていたか、対等かどうか、あるいは相互理解が進んでいるかといった項目が設けてあります。また自主性や自立化といった視点については、自主性を発揮していただきながら、補い合うというところにスクラムを組む、協働することの意義があると思っておりますので、こうした視点による評価項目を設けているということになっています。

成果についてですが、1人でできることを2人でするのであれば、2人ですることによりあまり意味はなく、2人でやって20の成果ができればよい、ということがよく言われます。この評価基準は、そういったイメージで、協働したことによって相乗効果やよりよい効果が得られることを目指して、過去の推進会議で作ってきたものになります。

先ほどの説明ですと、市が作成した評価シートにのっとして委員が作業をするというふうに受け止められた部分もあるかもしれませんが、そうではなくて、基本方針もそうですが、むしろドラスティックにこの会議で変えて作ってきたという経緯があります。いかにうまく協働することができたかを評価していただくというのが、この会議の役割になりますので、評価につきましては、できたか、できなかったかという、0か1かのところで判断していただくということで、お願いいたします。

部会員以外の方も、第3回の推進会議で報告がありますので、いま申しあげたようなフォーマットのでき方や中身をご確認ください。以前は委員全員で報告を受けていましたが、最近は評価対象の件数も変わってきたので、部会というかたちをとっていますが、部会員以外の方も、報告会を聞きに行くことはできますので、時間の都合のつく方は参加いただければと思います。

ヒアリング次第で、スクラムの組み方がどうなっているかなどがわかることがありますので、ヒアリングはとても大事です。部会員の方にはお時間を割いていただくこととなりますが、オンラインではなく対面式でできるということも大事な部分だと思います。少し補足をさせていただきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、諮問事項の説明を続けていきたいというふうに思います。事務局は諮問事項の(2)について補足説明をお願いします。

(事務局) それでは、諮問事項の(2)「市民協働の推進に関する条例の制定について」、資料5をご覧ください。

まず、条例制定の経緯について、府中市では、平成26年度に「市民協働都市」を宣言し、「府中市市民協働の推進に関する基本方針」を策定するとともに、平成29年度には府中駅前に市民活動・協働の拠点施設として、市民活動センター「プラッツ」を開設し、協働に関する情報提供や普及・啓発、担い手の育成や組織づくりといった基盤の整備に努めています。令和4年度には、市と市民との共創をさらに促進するために新たに「共創の窓口」を設置するなど、市民協働の取組を進めてきました。

また、市民協働を推進するための具体的な施策を定めた「府中市市民協働推進行動計画」については、全35施策について「計画通りまたは計画以上の達成」という状況となっており、その結果として第6次府中市総合計画に掲げる4件の施策指標についても目標を達成いたしました。

これらの取組の結果、次のページに掲載しているとおり、協働の理解度についてのアンケート結果によると、令和3年度時点で市民の協働の認知度は約57%、市職員は約90%が「よく理解している」または「なんとなく理解している」となっており、平成26

年度時点と比べて協働の理解度が向上していますが、特に市民の理解度はまだまだ向上の余地が大きいという状況です。

府中市が目指している協働は「市と市民との協働」だけでなく、「市民同士の協働」についても積極的に推進していることが挙げられますが、特にこれまで単独で取り組んできた市民活動団体や地縁型組織、事業者などが他の主体と連携する「市民同士の協働」をより活性化させるためには、市民の協働の理解度の更なる向上と、協働に対する気運醸成が不可欠です。

令和4年度にいただいた答申におきまして、「これまでの取組みにおいて市民協働の基盤の整備づくりはある程度達成された」との評価をいただいたところではございますが、府中市における市民協働推進の次の段階として、より多くの市民にさらなる気運醸成を図るため、「市民協働都市宣言」から10年の節目に条例を制定するものです。

また、3条例の位置づけでございますが、都市宣言と基本方針の中間的な、市民協働の方向性や理念を規定する条例を想定しております。

なお、条例制定までのスケジュールについては次のページに記載しております。市民協働推進会議の開催予定については、この後審議事項として改めてお諮りしますが、本日、ただ今の説明をもって経緯と目的の共有をさせていただきましたので、次回、第2回会議で条例案の原案の提示および意見交換、第3回会議でご意見を反映した内容の確認と、答申案の検討、第4回会議では条例案および答申内容の確認をしていただきたいと思いますと考えております。その後は、パブリックコメントの結果を踏まえて内容を再調整し、令和6年4月施行を目標に手続きを進めて参ります。

最後に、諮問事項の(3)「その他市民協働の推進に関し、市長が必要と認めること」につきましては、基本的には必要に応じて特定事項について調査審議をお願いすることとなるものでございますが、現在のところ、該当の案件ございません。

なお、答申期限でございますが、(2)について、市民協働に関する条例を制定する場合、令和6年4月の制定を目指すことから、10月末までに答申いただくこととなります。以上でございます。

(会長) はい、ありがとうございました。諮問事項(2)、市民協働の推進に関する条例の制定についてということで、まずこれまでのこの会議での経緯ですが、以前から条例を制定するという案は出ておまして、他の自治体の条例の制定状況を調べていただいたりしましたが、当時は第6次府中市総合計画の最中でしたので、その評価内容を見て判断した方がいいのではないか、といった意見もあり、今回、先の説明にありましてとおり、次のステップに繋げるというようなこと、あるいは市民協働都市宣言から10年という節目にな

ったということもあって、条例の制定について諮問を受けたということになります。何かご質問はありますでしょうか。

(委員) 条例となっていますが、我々は条例というと、自治体が出す規則のように捉えませんが、何となくそれと協働の推進に関する条例というのがぴったりと合わない気がします。条例とはどんなものと想定しているのか、規則を作るのか、それとも、他のことなのかをわかりやすく説明してもらえますか。

(会長) 事務局に説明していただきますが、実は、この総合計画についても、ある時期から国が自治体等に対して、必ず作るようにという枠組みを外したので、作っても作らなくてもよいという扱いになっています。しかし、重点プロジェクトもそうですが、全体的な政策レベルやもう少し具体的な政策、そして具体的な事業例といった3層ぐらいで体系的に作られたこの計画がないと、予算を組みにくいといったこともありますので、総合計画をつくる自治体が多くなっています。ですから、総合計画のあるところは、大体それについて記載した条例があります。

また、埼玉県では駅などのエスカレーターでは、止まってくださいという条例がありますが、罰金などはありません。そういった意味では、条例といっても目標のような、こういうふうにしていきましょう、という意味合いでの条例になってくると思います。

条例が、決まりのようなものであるかどうかという意味では、そうした部分も表現としては入ってくるかもしれませんが、何かを縛るものではなく、そもそも協働自体が、何かを推進していこうということなので、何か型にはめてやっていこうといった意味での決まりのようなものにはならないと思いますが、事務局の方から回答をしていただけますか。

(委員) 条例というのは、それを犯したものを罰したり、何かそういうような制限がかかったりするものだと思います。そういう条例ではないということであれば、計画でよいのではないのでしょうか。

(会長) 府中市の他の条例の紹介なども先々あると思いますが、条例は幅のあるものだということはまず前提として押さえていただいて、事務局から補足をお願いしてよろしいでしょうか。

(事務局) ご質問ありがとうございます。条例と規則という言葉も出てきておりますので、説明させていただきます。資料5の3条例の位置づけの、三角形の図を見ながらの方がわかりやすいと思いますので、ご覧いただけますでしょうか。条例と規則の違いとし

て、規則は、市長が定めるものであるのに対し、条例は市議会が定めるものとなっております。市長が定める、つまり市の執行機関で定められるのが規則である一方で、条例は市民を代表する市議会で定めるものになりますので、市民が作っていくものと捉えることができます。

また、基本方針については市が定めるものとなっております、また平成26年度に定めた都市宣言については、特に法的なルールがないため市が定めることができますが、当時は市民と一緒に作っていきこうということで、市議会でも審議、議決いただいたものとなります。

先ほどご説明したとおり、市民同士の協働をより一層進めていく必要がありますので、市が定めることとなる規則や方針よりも、市民が定めるものというところで、条例が気運の醸成に役立っていくと考えております。

また、先ほど藤江会長からもお話いただきましたとおり、条例にも色々な種類があり、罰則があるものもないものもあります。今回制定するものは、罰則のない理念的な条例で、府中市民が自らの意思で市民協働を盛り上げていけるようなもの作っていただきたいと思っております。

(委員) 昨年度の推進会議では、基本方針の策定について取り組みましたが、そういった基本方針を作ってくださいという内容も条例に盛り込むということですか。

(事務局) 条例の中身については、次回以降具体的に皆さんと議論させていただきますが、市には、市民協働を計画的に推進、実施していく役割がありますので、そういった役割に関する内容を条例に盛り込むことになれば、その中で基本方針を作ることについても言及することは考えられます。

(委員) 正直、条例といわれると抵抗があります。基本方針では十分ではないでしょうか。

(会長) ありがとうございます。今の事務局の説明自体はよろしいでしょうか。今回の条例は理念的な内容のもので、罰則なども想定していません。ご質問の中にあつたように、基本方針も時間をかけて作成した大事なものになりますので、そのことも踏まえながら、内容を検討していこうという説明だったかと思います。

(委員) 私もやはり条例というと硬いイメージがありましたが、画期的な市や、市民に寄り添う市について考えると、その条例が斬新なものであったり、市民寄りのものであった

りしたら、こんな条例があるんだ、と他の市からも注目されることになりまし、市民からもこういうことが条例として出ている市っていいよね、と思ってもらえると感じました。

(会長) ありがとうございます。先ほどの事務局の説明では、手続き的な話で、市議会の承認、つまりは市民が作っていくというような話がありましたが、今のお話を重ねれば、市民寄りというか、これまでに府中市やこの推進会議で積み上げてきたものを表しているかと思います。そこでできたアウトプット、つまり実際に様々な活動を行ってきたと思いますが、やはりスクラムの肩の組み方はそれぞれの事業で歴史があり、事業によって違いますので、そういう意味ではすごく幅のあるものです。

それが段々と認知度が高まってきて、先ほどの説明によると市の職員については協働についてかなり認知されているようですが、市民についてはまだ課題が残っているので、そういったものをステップアップしていくことも目的として、条例の検討をしてみてください、というのが諮問の(2)ということになります。もう少し質問があれば受けますけれども、いかがでしょうか。

(委員) 条例案については、次の推進会議で議論することになっていますが、開催前に事務局から案を提示してもらえるのでしょうか。

(事務局) 条例案については第2回の推進会議の資料として開催1週間前を目途にご送付させていただきます。

(会長) 1週間前だそうです。

(事務局) 最後によろしいでしょうか。条例ということで市としても重い案件だと捉えております。市役所の中でも条例を新設することは、頻繁にはありません。委員の皆様のおっしゃるように、条例というと何かを縛るような、イメージがあるかと思いますが、今回の条例は理念条例と言われるもので、市役所だけでなく、市全体で市民協働に向けてどう進めていくか、同じ目線でゴールを見据えられるような条例を考えておりますので、ぜひ皆さんご協力いただきまして、より良いものを作ることができればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(副会長) いま説明をいただいて、条例を作るという仕事に関わることは多分一生に一度あるかないかという、市民としては非常に貴重な機会だなと感じました。資料の5のスケ

ジュールを見ても、まず市民の代表で集まっている当推進会議で条例案をもち、9月に答申を出し、さらにパブリックコメントで市民の声を聞いてフィードバックを受けた後、来年2月の市議会で市民の代表に承認いただくというプロセスなので、単に市が定めましたということではなくて、市民が条例として、この市民協働についての考え方を定めるというそういうプロセスがきちんと示されていると思います。

これは私の理解ですが、内容そのものを全くさらから作るということではなく、いま既にある基本方針を、条例というかたちに整えていくといったところでしょうか。

(事務局) そのようなイメージになると思います。

(委員) 質問ですが、この条例案と答申案というのは別のものなのでしょうか。役割分担などがあるのでしょうか。

(事務局) 答申案につきましては、諮問事項(1)市民協働の取組の進捗管理についてと、諮問事項(2)条例の制定について、2つの諮問事項に対してあわせて答申していただくものとなっております。その答申の中に、条例案やそれについて審議していただいた内容も含まれます。

(副会長) わかりました。

(会長) 答申案というのは、諮問事項(1)と(2)の両方を含んだ1セットの諮問に、私たちが答えるということです。その中に、これから検討する条例案も含まれ、最終的に市長にお出しすることになります。その他に質問ありますか。

(委員) 諮問事項(1)市民協働の取組の進捗管理は、ある意味では事務的なことで、過去にやってきたことが目標に達しているかどうかを検証するものかと思います。諮問事項(2)は、市民協働をもっと推進するために条例を作るので、それを答申するという理解できます。

諮問事項(1)と(2)は、いずれにしても市民協働を推進するためのものだと思いますが、進捗を妨げているものが何かということで、やはり何か規則を決めなくてはならないということで(2)があるということでしょうか。

(会長) 諮問事項(1)は先ほど説明があった提案型協働事業の報告会の件などが内容として入ってくるものになります。(2)の方は条例ということで、(1)とはまた別で、今までの説



明や質問でもありましたとおり、基本方針で積み上げてきたものについて、さらに条例とかたちで検討をしてくださいというものですので、別々のものになります。ただ答申案としては、その両方について、この会議の実施回数や委員の氏名なども記して、答申とかたちで市長にお渡しするということになります。

(委員) 例えば、昨年度に出したこの基本方針は条例なのですか。

(会長) これは先ほどの説明で言うと、基本方針はこの会議で審議し、市議会にも報告をし、積み上げてきたことを現した大事なものですので、この内容も前提として踏まえながら条例の案を検討していくということだと思います。これは基本方針ということで、条例は条例として、別で制定するものになります。

(委員) この基本方針を作るということの上に位置するのが条例ということでしょうか。

(事務局) 基本方針が条例に置き換わるということはありません。位置づけとしては、条例の中で市としての取組み方などについて言及することがあれば、その中で基本方針を定めるというような関係性になってくることはありえると思います。

(委員) 基本方針の上に位置するもう少し包括的なものということで、それに対しての具体的な取組みが基本方針ということですね。

(事務局) はい。ボリューム感で言うと、市民協働都市宣言が条例に比べると短く、抽象的な理念を定めているもので、基本方針が具体的に市として推進していくものについて詳しく記してあるものだとすると、条例はその間ぐらいのボリューム感をイメージしております。

(委員) わかりました。

(会長) やはりこの会議体もそうですが、目標としては、行政の方は協働に関してそれなりの理解が得られて浸透してきたけれども、市民については、自分たちがずっとやってきた自治会なども協働であるということ認識してもらうことからする必要があり、協働の定義にはこういうものがありますと話をする中で、これも協働か、と気が付くところから出発していきました。言葉の認知度というところも含めてとなるかもしれませんが、そこ

のところの理解というのは、行政に比べるとまだ高まる余地があるということで、このような諮問事項になっていると思います。

案としては、次回の推進会議で、具体的にいただくということによろしいでしょうか。

(委員) 本会議で条例案を作り、それを厚生委員協議会などで諮るという流れのようですが、パブリックコメントなどの後、条例案を修正することになった場合、誰が修正し、それに対して私たちはどういうふうに関わるのでしょうか。

(会長) この諮問事項に対して答申を出した段階で、本推進会議は役割を終えていますので、修正は私たちではなく、その後の市議会などでしていただくという役割分担になっております。

それでは、諮問事項について説明が終わりましたので、審議事項に戻ります。事務局は、審議事項(2)について説明してください。

(事務局) それでは、資料6をご覧ください。まず、1設置の趣旨でございますが、先ほどご説明させていただいた協働事業提案制度に基づく協働事業について、効率的かつ公平な評価を実施するため、当推進会議において部会を設置するものです。なお、部会につきましては、資料2でございます「府中市附属機関の設置等に関する条例」の第7条に基づき、設置することができることとなっております。

2部会名、所掌事項、部会員数について、部会名は、提案型協働事業評価部会とし、所掌事項は協働事業提案制度に基づく協働事業の評価に関する事項で、部会長1名、部会員が2名の計3名でございます。部会員には、令和4年度に実施した提案型協働事業に関する報告会にご出席いただき、評価作業を行っていただきます。令和4年度の提案型協働事業については、市民提案型協働事業3事業、行政提案型協働事業2事業の計5事業で、各事業の取組内容について報告を受けたのち、先ほどの評価基準に沿って第三者評価をしていただきます。

なお、昨年度までは、次年度に実施する提案型協働事業の選考のための公開審査も部会の所掌範囲としておりましたが、提案型協働事業は令和5年度の実施までとして、この後ご説明する「価値共創促進事業」との統合を予定しておりますので、新たに公開審査をすることはいたしません。

報告会の日程につきましては、事業開始当初より6月下旬を予定しており、提案団体に対して十分な準備期間を確保するため、勝手ながら6月22日に実施させていただく予定です。当日のスケジュールについては資料6の2枚目に添付したとおりです。なお、報告会については部会員でない委員の方におかれましても、ご聴講いただくことが

可能となっているほか、一般市民による傍聴も可能であり、ホームページ等に案内を掲載する予定です。

続きまして、3その他をご覧ください。所掌事項としては2の協働事業提案制度に基づく協働事業の評価となりますが、このほか、部会員の皆様には、先ほど申しました新事業「価値共創促進事業」について、今年度中に行う事業の選定にかかる審査会へのオブザーバーとしての参加をご依頼させていただきます。

恐れ入りますが、資料7をご覧ください。価値共創促進事業とは、府中をよりよいまちにするために、企業や市民活動団体、教育機関などと府中市との「共創」により、これまでにない新たな事業を実施し、多くの市民にとって価値を提供することを目的として実施する事業です。

事業の種類が2種類ございまして、市が定めた地域課題に係るテーマに基づき、協働事業の実施を市に対して提案できるテーマ型価値共創促進事業と、市民の自由な発想に基づき、協働事業の実施を市に対して提案できるフリー型価値共創促進事業がございます。

ここに提案された事業のうち、令和5年度中に実施する事業を採択するための審査会を行います。本事業の特徴は採択後すぐに事業を実施できる迅速性にあるため、審査員は市職員で構成し、こちらの市民協働推進会議への諮問と答申は不要とする予定ですが、市民意見を反映させるため、部会員の皆様にもご参加いただき、専門的な見地から評価をしていただきたいと思いますと考えています。

公募期間を、令和5年6月1日から30日まで、7月1日から8月31日まで、9月1日から10月31日までの3回に区切っていることから、審査会も3回行います。第1回目の審査会は、令和5年8月17日（木曜日）を予定しています。第2・3回については、それぞれ10月と12月に実施予定です。部会の所掌範囲および、「価値共創促進事業」審査会へのオブザーブ参加についての説明は以上となります。

改めまして、「提案型協働事業」の報告会および「価値共創促進事業」の第1回審査会については日程が決まっていることから、事前に委員のご都合をお伺いしましたところ、井上様、関谷様、花岡様よりご出席可能とご連絡をいただいておりますので、併せてご報告いたします。なお、当推進会議規則によりますと、第5条で部会の委員と部長は会長が指名できることになっています。事務局からは以上です。

（会長）ありがとうございました。本推進会議体から委員を選出しますので事前にご都合をお伺いしたところ、今説明がありましたとおり、井上委員、関谷委員、花岡委員から出席可能というふうにお返事をいただいているとのことでした。またこの会の規則では、部

会員については会長が指名できるということになっているということも説明がありました。

また、価値共創促進事業の審査会にもオブザーバーとして部会員に参加していただきます。まずは部会を設置することについてはご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。

(委員) 私も全日程に出席可能です。

(会長) ありがとうございます。伊沢委員についてもご出席が可能ということですが、部会については、3名とさせていただきたいことと、報告会は広聴が可能であること、また任期が2年間なので次年度については同じ方に負担をかけないという意味でも、別の方にお問い合わせできればと考えております。ですので、井上委員に部会長をお願いし、そして関谷委員と花岡委員に部会員をお願いするというかたちでご提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、改めて井上委員と花岡委員と関谷委員の3名をお願いし、部会長につきましては井上委員をお願いするということで、指名をさせていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、部会員の方にはこの会議が終了した後、評価方法について事務局から簡単に説明があるそうですので、ご質問がある場合はその時をお願いします。事務局からこれについて何か補足はありますか。

(事務局) 重ねてのご案内になりますが、6月22日に実施予定の報告会につきましては、部会員以外の方にもご聴講いただくことが可能となっておりますので、ご都合のつく方はぜひご参加をいただければと考えております。

## ■ 6 審議事項(3) 市民協働推進会議の開催予定について

(会長) 次に、(3)の「市民協働推進会議の開催予定について」、事務局から説明をお願いします。

(※事務局から資料8に沿って開催予定の確認)

(事務局) 会議の内容につきましては、あくまでも現段階の案となります。進捗状況も含め、変更の可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。また、このスケジュールについては事前にメール等で案としてご連絡をしておりましたが、第3回の開始時刻について、当初予定していた午前10時から、午後3時に変更させていただきたいと考えております。説明は以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。資料8について、予定されていた第3回については午後3時からに変更、第4回以降の日にち未確定ということですが、何かご質問ありますか。よろしいですか。

(副会長) 資料の8で、第4回が9月、答申が10月となっておりますが、資料5の方では、第4回が8月、答申が9月となっておりますが、どちらが正しいのでしょうか。

(事務局) 資料に齟齬があり申し訳ございません。正しい内容は資料5で、第4回を8月、答申を9月に予定しておりますが、日程が確定次第改めてご連絡いたします。

(会長) よろしいのでしょうか。それでは、今の修正を含め、第4回と答申の具体的な時期については、改めて連絡があると思います。

## ■ 7 その他

予定していた審議事項については終わりました。その他のところで「価値共創促進事業」については部会に関わる内容でしたので先に説明がありましたけれども、何かそれについて質問はありますか。

(委員) 「価値共創促進事業」と「提案型協働事業」との基本的な違いはなんですか。

(事務局) 一番大きな違いは事業の実施時期です。これまでの「提案型協働事業」では、今年度採択した事業を実施するのは来年度でしたが、「価値共創促進事業」は今年度採択したものを年度内に実施するもので、事業の実施までに時間がかかっていたところを短縮してすぐに実行できるものになっています。

(委員) なぜ「提案型協働事業」のなかで実施せず、新しい事業を始めたのでしょうか。

(事務局) 「提案型協働事業」は今年度も継続して実施しており、そこに並行して「価値共創促進事業」も行います。昨年度設置した「共創の窓口」に提案があったものについて予算を付けて実施することが望ましいと判断されたものについて「価値共創促進事業」として実施するものになります。

(委員) 市民としては既存の制度を改良した方が理解しやすく、共創の意味についても、制度の違いについてもきちんと説明をしないと、混乱が生じるかもしれないと思います。

(会長) ありがとうございます。ご指摘のあった部分については前年度の推進会議でも話題になりましたが、当該年度に実施する事業を募集するというタイムリーさというところが大きな違いでして、今出てきた問題については今年度の会議体でも引き続き意見交換をしていくこととしますが、新しい事業として始まったということでご確認いただければと思います。

その他にご質問などはよろしいでしょうか。それでは、せっかくの機会ですので皆様が携わっている事業の中で、何かご予約しているイベントなどがあればご紹介をしていただければというふうに思いましたが、本日は急でご用意がないと思いますので、次回以降に、配付できるチラシなどがあればご持参いただければと思います。事務局からいくつかイベント等の紹介があるようですのでお願いできますか。

(※事務局より協働共創推進課で実施している協働事業やイベントの予定について紹介)

(会長) それでは、最後に事務局から何点か連絡事項がありますので、お願いします。

(※事務局から委員報酬に関する提出書類および次回の日程について確認)

(委員) 配付資料について、郵送とメールの両方で送付がありましたが、郵送があったのは、メールを利用しない委員のためのもののでしょうか。

(事務局) 資料は基本的に開催通知とあわせて郵送させていただいておりますが、パソコン等でご覧になる方が便利な方もいると思いますので、メールでも送付させていただいた次第です。

(委員) ありがとうございます。最近では市議会もペーパーレスになっていますし、この会議でも取り入れるなど、将来を見据えて検討をしてください。

(会長) はい、ありがとうございます。おっしゃるところは、ご尤もだとおもいます。個人的には印刷されたものに見慣れていると、印刷の方が正確に理解できたり、発見とひらめきがあったりするのですが、分量については大事な部分をコンパクトにすることは必要かと思います。この会議については、議論の中身を正確に記すためにも、当面は郵送とメールの両方で準備をしていただきたいというふうに思います。

それでは最後になりますけれども、次回は6月28日午後1時から、府中駅北第2庁舎での実施になります。本日は長時間、ありがとうございました。